

格付について

I 総合点数の算出方法

$$\boxed{\text{客観点数 (注1)}} + \boxed{\text{主観点数 (注2)}} \rightarrow \boxed{\text{総合点数}}$$

注1) 経営事項審査による点数

注2) 発注者独自の基準により工事成績等を点数化するもの

※主観点数は土木・建築・舗装の3業種にのみ反映するものとする。

II 主観点数の算出方法

1 工事成績による増減（工種毎）

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間で「美咲町建設工事成績評定及び通知要領」に基づく評定点に該当する下記の率を客観点数に乗じて算出する。なお、同工種に評定対象が複数あった場合は、その平均を用い算出する。

基準点 +5点 以上	基準点 +5点 未満	基準点 +4点 未満	基準点 +3点 未満	基準点 ±2点 未満	基準点 -3点 未満	基準点 -4点 未満	基準点 -5点 未満	基準点 -5点 以上
+5%	+3%	+2%	+1%	0	-1%	-2%	-3%	-5%

※基準点は65点とする。

2 指名停止等による減点（全工種）

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間に、「美咲町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱」に基づく指名停止及び「美咲町建設工事等暴力団排除対策措置要綱」に基づく指名停止を受けた場合は、客観点数に下記の率を乗じて減じる。

（上記期間内に2回以上指名停止等がある場合はその最長の期間により算出する。）

指名停止等期間	減率	備考
1ヶ月まで	2%	1ヶ月
1ヶ月を越え2ヶ月まで	4%	2ヶ月
2ヶ月を越え5ヶ月まで	6%	3ヶ月～5ヶ月
5ヶ月を越え12ヶ月まで	10%	6ヶ月～12ヶ月
12ヶ月を越えた場合	15%	13ヶ月～

3 技術者雇用状況による増点（工種毎）

入札参加資格申請時に提出して頂く技術員名簿をもとに、技術者に対する点数として以下の点数を与える。なお、加対象業種は保有する資格と同じ業種とし、同じ業種の資格を複数所有する場合にはもっとも高度な資格を対象とする（工種毎30点を上限とする）。

- (1) 1級技術者1名につき5点
- (2) (1)のうち監理技術者資格証を保有し、かつ監理技術者講習を修了した者1名につき6点
- (3) 2級技術者1名につき2点

※舗装については舗装施工管理技術者資格のみを対象とする。

4 保有建設機械による加算（工種毎）

自社で保有する建設機械について1台につき下記の点数を与える

工種毎30点（リース機器を1台でも含む場合21点）を上限とする。

種 別	規 格	加対象工種	点数
バックホウ	バケット容量 0.28m ³ 以下	土木・建築	2
	0.28m ³ を越え 0.45m ³ 以下	土木・建築	4
	0.45m ³ を越え 0.70m ³ 以下	土木・建築	8
	0.70m ³ を越えるもの	土木・建築	10
ダンプトラック	積載量 4t 積以下	土木・建築	2
	積載量 4t 積を越えるもの	土木・建築	4
トラクターショベル	バケット容量 0.4m ³ 以上	土木・建築	6
ブルドーザー	自重 3t 以上のもの	土木	6
アスファルトフィニッシャー	舗装幅(伸縮式最大)2.4m 以上	舗装	5
マカダムローラー	全輪駆動 10t 以上	舗装	5
タイヤローラー	8t 以上	舗装	5
モーターグレーダー	3.1m 級以上	舗装	5
回送車	積載量 5t未満	土木・建築 ・舗装	5
	積載量 5t以上	土木・建築 ・舗装	10

※リース期間が1年以上に及ぶ専属契約の建設機械については上記点数の70%とし、

小数未満は切り捨て計算するものとする。

※機器の保有とは、工事を施工するのに必要な時だけ借りてくるのではなく、常に自己が保有し、またはリース期間が1年以上に及ぶ専属契約により使用する機械等を備えていることをいう。

※「専属」とは保有する機器の車台番号が他社所有の車台番号と重複しないものとする。

提出書類

保有建設機械一覧表（美咲町建設機械様式1）

保有建設機械の写真（美咲町建設機械様式2）

建設機械の所有権等の確認書類

建設機械の稼働状況の確認書類

※建設機械の保有がない場合は、「保有建設機械一覧表」の提出は不要です。

※写真は3か月以内に撮影した日付入りのサービスサイズ横版とし、「保有建設機械一覧表の写真台紙（美咲町建設機械様式2）」に貼付したうえで、「保有建設機械一覧表」の番号を付記すること

1) 建設機械の所有権等の確認書類

【自ら所有しているとき】次のいずれかの書類の写しを提出すること。

売買契約書

統一譲渡証明書（（社）日本建設機械工業会が制定した様式に限る）

自動車車検証

完済証明書（美咲町建設機械様式3）

【リースしているとき】

リース契約書 注1)

2) 建設機械の稼働状況の確認書類

特定自主検査記録表

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき一定の資格を有する者による特定自主検査（注2）を、審査基準日から遡って1年以内に受けていること（注3）

注1) 1年以上の契約期間がない場合であっても、当該リース契約書上に、何らの手続を行うことなくリース契約が更新するいわゆる自動更新条項がある場合は加算対象とします。

注2) 特定自主検査は、労働安全衛生規則に基づき、一定の資格を有する者により1年以内に1回受けなければならない検査です。

注3) 審査基準日から遡って1年以内に新車の建設機械を取得した場合は、納入から1年以内に特定自主検査を受ければよいので、特定自主検査記録表を提示する必要はありません。

ただし中古車を取得した場合には、特定自主検査記録表の提示が必要です。前所有者等が検査を受けていればその検査記録表の写しを入手のうえ提示してください。

5 大規模災害時による協定【防災協定】締結による増点（全工種）

大規模災害時における応援協定を美咲町と締結している者について下記の点数を与える。

10点

提出書類

大規模災害時応援対策協定書（写し）及びその証明書

※大規模災害時における応援協定を締結していない場合提出は不要です。